

令和 7（2025）年度 銃砲刀剣類の登録審査 ご案内

三重県教育委員会

銃砲刀剣類は、銃砲刀剣類所持等取締法（銃刀法）により、原則として所持することが禁じられています。

ただし、美術品若しくは骨董品と認められる火縄式銃砲等の古式銃砲、又は美術品と認められる刀剣類については、都道府県教育委員会において「登録」を受け、登録証とともに所持することが例外的に認められています。

警察署での発見届出を行うだけでは所持は認められませんので、下記の銃砲刀剣類登録審査会にお越し頂き、登録審査を受けて頂きますようご案内いたします。

1 登録審査会 年間日程

	開催日	会場 / 住所	受付時間
第 1 回	令和 7（2025）年 5 月 1 3 日（火）	県 津庁舎 6 階 大会議室・会議室 （津市桜橋 3-446-34） 裏面の位置図をご参照ください。 県庁ではありませんのでご注意ください。	午前 1 0 : 0 0 ~ 1 1 : 3 0 午後 1 : 0 0 ~ 2 : 0 0 * 登録審査会は予約制です。 お一人ずつ受付時間の指定を行います。
第 2 回	7 月 1 5 日（火）		
第 3 回	9 月 1 6 日（火）		
第 4 回	11 月 1 8 日（火）		
第 5 回	令和 8（2026）年 2 月 2 4 日（火）		

2 教育委員会への電話連絡

警察署への発見届が済みましたら、速やかに県教育委員会の担当者まで電話連絡をしてください。

審査会の出席可能日等をお聞きし、後日、審査会出席通知をお送りします。

三重県教育委員会 銃砲刀剣類登録担当 ☎ 0 5 9 - 2 2 4 - 2 9 9 9

3 審査会への持参物

- （1）「銃砲刀剣類」：警察署に発見届出済みのもの（再交付・現物確認の場合は登録済みの「銃砲刀剣類」）
- （2）「銃砲刀剣類発見届出済証」：警察署で受け取ったもの（再交付の場合は発見届出済証が無い代わりに、社会教育・文化財保護課への事前連絡が必要です。）
- （3）登録手数料（現金でご持参ください。）
ア 新規登録手数料は、1 件（1 本）につき 6 , 3 0 0 円
イ 登録証再交付手数料は、1 件（1 本）につき 3 , 5 0 0 円
- （4）本人確認ができるもの（運転免許証、マイナンバーカードなど）：発見届出人が登録申請者（登録名義人）となります。

4 留意点

- （1）審査は、登録申請者が上記の準備物を持参して受審してください。
- （2）やむを得ず登録申請者が受審できない場合は、代理人による受審も可能です。ただし、代理人は「委任状」及び「代理人本人であることが確認できるもの（運転免許証、マイナンバーカードなど）」を持参してください。
- （3）審査会は刀剣や古式銃砲として登録できるかどうかの審査であり、それらの価値等について審査する場ではございませんので、ご承知おきください。
- （4）県外に住所を有する方は登録できません。住所がある都道府県で登録審査を受けてください。

お問い合わせ 三重県教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課 銃砲刀剣類登録担当

〒514-8570 津市広明町 13 番地 TEL 059-224-2999 FAX 059-224-3023

登録審査の前に必ずお読みください。

●銃砲刀剣類の解体作業に木槌等の工具を使うことがあります。

銃砲刀剣類については、刀身の正確な長さを測り、また銘文等を確認するために、鞘（さや） 柄（つか） 鍔（つば）を取り外す必要があります。通常、“目クギ抜き”という道具を使って解体を行います。しかし、刀剣類の中には長年の経過により錆付き等の理由で簡単に解体ができないことがあり、そういった場合には、やむを得ず木槌等の工具で、鞘（さや）や柄（つか） 特別な場合は鍔（つば）や切羽（せっぱ）を叩き、解体を試みることがあります。

また、銃砲類の場合も目クギを抜く場合は、“目クギ抜き”を使い、銃身が銃床から外れない場合はやむを得ず木槌を使用する場合があります。ご所蔵の銃砲刀剣類が正しい記録により登録されますよう、所有者のみなさまにはご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

登録審査員は銃砲刀剣類の取り扱いに精通しておりますが、もし解体作業等において鞘（さや） 柄（つか） 鍔（つば）等に傷がついたりすることがご心配の方は、事前にお申し出ください。ご本人による解体をお願いいたします。事前にお申し出が無かった場合は、作業について登録審査員に一任されたものとして審査にあたらせていただきますのでご了承ください。

●登録証は紛失しないよう大切に保管してください。

登録証は、ご所蔵の銃砲刀剣類が法律に基づく登録を行ったものであることを証明する唯一のものです。登録が完了しているものであっても、登録証がないと合法的に所持することができません。

また、銃砲刀剣類を移動させる場合（研磨、修理、売買、譲渡など）には、必ず登録証とともに移動させなければなりません。

この登録証を紛失した場合には、登録のある県教育委員会へ連絡のうえ、再度、登録審査会にお越しいただき、現物確認審査を受けて登録証をつくり直すこととなりますので、登録証は大切にしてください。

審査会場（三重県 津庁舎）の位置図

（注）県庁ではありませんのでご注意ください。

